

監査総合グループ第4回考査

試 験 問 題

注意事項

＜補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください＞

- 試験開始の合図により、試験を始めてください。それまでこの冊子を開くことを厳禁とします。
- この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 答案は、配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。また、楷書で丁寧に記入し、数字については3桁ごとにカンマを打って解答してください。こするとインクが消えるボールペンは使用不可とします。黒のボールペン又は黒の万年筆以外で解答した答案は試験を無効とし、採点しません。
- 所属補習所、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実に全て記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 答案用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 問題に関する質問には一切応じません。
- 試験時間は2時間です。試験開始60分後から試験終了10分前までの間は、途中退室を認めません。途中退室する場合は、必ず答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計又は懐中時計。スマートウォッチ（試験監督者がスマートウォッチかどうか判断しづらい腕時計を含む）、ストップウォッチ、キッチンタイマー、置時計は使用できません。
腕時計又は懐中時計は机の上に置いて使用してください。また、使用が認められているもの以外はカバン等にしまい、荷物は全て足元に置いてください。試験開始後は、カバン等から荷物を取り出すことはできません。これらに反した場合は、試験監督者の判断で不正行為とみなし、試験無効とします。
- 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル700ml以下のもの1本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに答案用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 不正を行った者には直ちに退場を命じ、その回の試験は無効とします。
- 無効となった場合は、問題用紙・答案用紙の持ち帰りはできません。

（答案用紙の氏名等記載例・マークシート記入例）

- ※1：所属補習所・支所は自身が所属する[東京・東海・近畿・九州・札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松]のいずれかを記載すること
- ※2：補習生カード番号を記載し、丁寧にマークすること。また、誤ってマークした場合は、修正液(修正テープ)で綺麗に消すこと

所属補習所・支所	補習生カード番号(9桁)									
	番号	2	0	2	5	0	1	2	3	4
東京	0	①	●	①	①	●	①	①	①	①
氏名	1	①	①	①	①	①	●	①	①	①
会計 太郎	2	●	②	●	②	②	②	●	②	②
<注意>	3	③	③	③	③	③	③	③	●	③
補習生カード番号を記載し、番号を丁寧にマークしてください。綺麗にマークされていない場合、正しく採点されない場合があります。	4	④	④	④	④	④	④	④	④	●
※黒のボールペン又は黒の万年筆を使用すること。	5	⑤	⑤	⑤	●	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
※誤ってマークした場合は、マークの跡が残らないよう、修正液(修正テープ)で綺麗に消すこと。	6	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
	7	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
	8	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧
	9	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨

問題1 国際財務報告基準の概要【配点25点】

以下の各問は、全てIFRS会計基準を前提として解答すること。

問1 次の記述で正しいものに○を、間違っているものに×をつけなさい。

1. IFRS 会計基準では、その他の包括利益として認識された全ての収益 (income) 又は費用 (expenses) は、その後のいずれかの時点で純損益 (当期純利益) に振り替えることが要求されている。
2. IFRS 会計基準では、「可能性が高い (probable)」という表現が用いられ、それは、発生の可能性が、50%超であるという意味である。これ以外に、「合理的に確か (reasonably certain)」という表現がリース会計基準などで用いられている。「合理的に確か」は、「可能性が高い」より閾値が高い。
3. 企業が任意に会計方針の変更を行った場合には、変更後の会計方針は将来に向かって適用しなければならない。
4. 自己創設無形資産は、その創設段階を研究局面と開発局面に分け、開発局面で発生した支出のうち、一定の条件を満たすものは無形資産として認識しなければならない。
5. 有形固定資産の減価償却方法は各事業年度末に見直しを行うが、耐用年数及び残存価額については、各事業年度末に見直しの必要はなく、利用可能と予想される期間が企業を取り巻く状況の変化によって変わると見込まれるときにのみ見直しが行われる。

問2 IFRS 第16号「リース」では、借手の会計処理に単一会計モデルが採用されている。このモデルのもとで、借手は、いつ当初認識を行うのか。また、当初認識時にどのような資産及び負債を認識するのかについて説明しなさい。

問3 IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」では、財務業績計算書 (純損益及びその他の包括利益計算書 (又は、純損益計算書と包括利益を表示する計算書)) において表示しなければならない3つの小計を示している。これら3つの小計の名称は何かを答えなさい。

問4 以下の空欄①～⑥に当てはまる語句を、[語群]から選択しカタカナを答えなさい。

1. IFRS 会計基準の減損規定では、資産の帳簿価額が回収可能価額を上回っている場合には、回収可能価額まで減損を認識することが求められている。回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の (①) のいずれか高い金額と定義している。
2. 資産の定義では、「資産とは、過去の事象の結果として企業が (②) している現在の (③) である」と定義している。さらに、(③) は、(④) を生み出す可能性を持つ権利だと規定されている。
3. IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」では、「(⑤) を充足したときに収益を認識する」という原則が明確化されている。(⑤) の充足とは、契約の対象となった (⑥) に対する (②) を顧客に移転することを意味している。

[語群]

ア：使用権	イ：利用	ウ：履行義務	エ：権利
オ：財又はサービス	カ：ステークホルダー	キ：経済的資源	ク：売上原価
ケ：利用価値	コ：公正価値	サ：支配	シ：現金
ス：利害関係者	セ：経済的便益	ソ：義務	タ：経済価値

問5 以下の空欄①～⑧に当てはまる語句を答えなさい。

1. IFRS 財団のもとには、国際会計基準審議会 (IASB) と国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の2つがあり、前者が作成する基準を (①) と呼び、後者が作成する基準を (②) と呼ぶ。
2. IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」では、企業が、財務諸表の外において一般とのコミュニケーションにおいて使用し、これによって財務諸表の利用者に、企業全体の財務業績の一側面についての経営者の見方を伝えるために用いられている指標を (③) 指標という。
3. IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」では、財務業績計算書、財政状態計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の4つを (④) と呼んでいる。
4. IFRS 第 16 号「リース」では、リースは、「特定された資産に係る (⑤) を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部である」と定義されている。すなわち、リース契約は、貸手と借手の間におけるリース物件の賃貸を (⑤) の売買契約と扱っている。
5. 公正価値測定には、非金融資産の公正価値測定の場合にのみ適用される (⑥) という考え方がある。この考え方では、非金融資産の公正価値の測定に当たり、当該資産を (⑥) すること又は当該資産を (⑥) するであろう他の市場参加者に売却することを仮定することによって、市場参加者の経済的便益を生み出す能力を考慮に入れることを目的としている。
6. IAS 第 38 号「無形資産」では、無形資産を、耐用年数を (⑦) できるものと耐用年数を (⑦) できないものに分けている。前者の無形資産は、耐用年数にわたって定期的に償却されるが、後者の無形資産は、償却されず、毎年及び (⑧) の兆候がある場合には、(⑧) テストを行うことが求められている。

問題2 金融商品【配点 35 点】

問1 我が国の金融商品会計に関する以下の文章について、空欄①～⑥に当てはまる語句又は数字を答えなさい。

- (1) 子会社株式及び関連会社株式は、(①) をもって貸借対照表価額とする。
- (2) 貸倒見積高の算定にあたり、破産更生債権等とは、(②) 又は実質的に (②) に陥っている債務者に対する債権をいう。
- (3) 債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、既に計上されている未収利息を当期の (③) として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならないとしている。
- (4) その他利益剰余金の処分による株式配当金 (配当財産が金銭である場合に限る。) のうち、市場価格のある株式については、原則として各銘柄の (④) に収益を認識する。
- (5) 金利スワップの特例処理が認められる要件のうち、「金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致していること」について、金利スワップの想定元本と対象となる資産又は負債の元本については、いずれかの (⑤) %以内の差異であれば、ほぼ同一であると考えて、この特例処理を適用することができる。
- (6) 企業は、指定したヘッジ関係について、ヘッジ取引時以降も継続してヘッジ指定期間中、高い有効性が保たれていることを確かめなければならない。企業は、決算日には必ずヘッジ有効性の評価を行い、少なくとも (⑥) か月に一回程度、有効性の評価を行わなければならない。

問2 有価証券の評価に関して、[資料]を読み、以下の文章について、正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入し誤りと判断した理由と正しい内容を答えなさい。

[資料]

3月決算のA社は、X1年10月1日に非上場であるB社の株式（市場価格のない株式等）を10,000千円で取得し、その他有価証券として区分している。B社株式の実質価額の推移は以下のとおりであり、B社の簿価純資産を基に算定している。なお、B社は特定のプロジェクトのために設立された会社ではない。

（単位：千円）

	X1年10月1日	X2年3月31日	X3年3月31日	X4年3月31日
B社実質価額	10,000	6,500	2,000	500

- (1) X2年3月期決算において、A社は金融商品に関する会計基準等に照らし、B社株式の実質価額が取得原価に比べ著しく低下していると判断し、B社株式について減損処理を行った。
- (2) X3年3月期決算において、B社株式の実質価額が取得原価に比べ著しく低下している。しかし、A社がB社の社長にヒアリングし、近い将来実質価額が取得原価に近い水準にまで回復するとの情報が得られたことから、A社はB社株式について減損処理を行わなかった。
- (3) X4年3月期決算において、A社はB社株式の減損処理が必要と判断した。ただし、X5年3月期に売却することを想定していたため、減損処理については借方をその他有価証券評価差額金として計上した。

問3 金融商品注記「金融商品の時価のレベルごとの内訳等」について、以下の(1)～(4)が[開示内容](ア)～(カ)のどこに区分されるかカタカナを答えなさい。

[開示内容]

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項				
時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債				
区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	(ア)	(イ)	(ウ)	
時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債				
区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	(エ)	(オ)	(カ)	

- (1) その他有価証券として保有している上場株式
- (2) 金融機関から資金調達した長期借入金
- (3) リース会社からリースしている器具備品に関するリース債務
- (4) 建物の賃借に関する差入保証金

問4 金融商品に関する会計処理又は監査手続に関する以下の文章について、正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入し誤りと判断した理由と正しい内容を答えなさい。

- (1) 有価証券の実在性に関するアサーションの実証手続として、外部保管有価証券について残高確認を行うとともに、その結果を残高明細表と突合した。
- (2) 上場株式（時価のある有価証券）の評価の妥当性に関するアサーションの実証手続として、会社作成の投資有価証券明細を入手し、銘柄ごとに期末前1か月の平均株価に基づき時価評価されていることを確認した。
- (3) 貸付金の計上時期の妥当性を検討するため、関連する契約書を閲覧し、契約日に貸付金が計上されていることを確認した。
- (4) デリバティブ取引の網羅性に関するアサーションの実証手続として、稟議書・議事録を閲覧した。
- (5) 外貨建子会社株式に関する決算時の評価の妥当性を検討するため、外貨による取得原価を決算時の為替相場により換算して算定されていることを確認した。

問5 為替予約の会計処理に関して、以下の[資料]を読み、振当処理を採用した場合のX1年3月期の損益計算書に計上されるデリバティブ損益及び為替差損益、X1年3月期の貸借対照表に計上される買掛金の計上額を答えなさい。なお、単位は「円」で記載すること。また、費用として計上される場合は計上額の前に「△」をつけ、計上額がない場合は「なし」と記載すること。

[資料]

3月決算であるA社は、X1年2月1日に30,000ドルの商品を掛で購入した(支払決済日はX1年5月31日)。

その後、A社は今後の円安に備え、X1年3月1日に契約元本30,000ドルの「ドル買い為替予約」を締結した(決済日X1年5月31日)。

なお、為替相場の動きは、下記のとおりである。

直物為替相場 (SR)

- ・ X1年2月 1日 : 154円/ドル、X1年3月 1日 : 155円/ドル
- ・ X1年3月 31日 : 156円/ドル、X1年5月 31日 : 158円/ドル

予約為替相場 (FR)

- ・ X1年3月 1日 : 158円/ドル、X1年3月 31日 : 156円/ドル

問題3 固定資産【配点 40 点】

問1 有形固定資産に関する以下の設問に答えなさい。

1. 有形固定資産の監査手続に関する以下の文章の空欄①～③に当てはまる語句を答えなさい。

- (1) 前期の監査調書又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、有形固定資産に関して会社が採用する（ ① ）を把握する。
- (2) 有形固定資産及び関連損益の計上に関する（ ① ）や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、（ ② ）があることを確かめる。
- (3) 新規取得資産の（ ③ ）及び残存価額が合理的に決定されていることを確かめるとともに、減価償却費計算の妥当性を検証する。

2. 固定資産の取得から処分に至る一般的な会計処理は法人税法の規定の影響を受けている。修繕費や維持費については、実務上、税法基準に従って区分しているケースが多く、以下の修繕費判定フローチャートでは法人税法の規定を基に《1》～《4》の判断ポイントを設けている。1つでも該当すれば修繕費、全てに該当しない場合は資本的支出としている。以下の空欄①～④に当てはまる数値又は語句を、以下の[語群]から選択しカタカナを答えなさい。

《1》20万円未満か

《2》おおむね（ ① ）年以内の周期か

《3》明らかに維持管理や（ ② ）のための支出か

《4》（ ③ ）万円未満か、または、前期末（ ④ ）のおおむね10%以下か

[語群]

ア：収益的支出	イ：価値増加	ウ：資本増強	エ：原状回復
オ：残存価額	カ：耐用年数延長	キ：取得価額	ク：付随費用
ケ：現状把握	コ：1	サ：3	シ：10
ス：30	セ：60	ソ：90	タ：100

3. 固定資産は種類も多様で組織の広範において使用され、関係する部署も多岐にわたる。また、発注から処分までの期間が長いなどの特徴がある。このため、部署間の職務分離や、各業務区分を一貫して個別資産ごとに処理状況を把握したり、処理の網羅性を確保したりすることなどが統制上の要点になる。そこで固定資産管理に係る統制行為を業務区分ごとに記載した以下の文章の空欄①～③に当てはまる語句を答えなさい。

(1) 全般

- ・発注、受入、管理、処分、記帳等の業務に関する部署の（ ① ）と責任が定められており、各部署が独立している。

(2) 発注

- ・発注及び自家製作の指示については、それぞれ（ ② ）を付し、未（ ③ ）の発注及び自家製作の指示については、定期的にフォローされている。

(3) 受入

- ・品質、性能等の（ ③ ）を含め現品と発注内容又は製作指示内容とが合致していることを確認し、（ ③ ）報告書が作成され、適切な（ ① ）者の承認を得ている。
- ・（ ③ ）報告書は設備使用部門・会計担当等、関係部署に遅滞なく回付される。
- ・会計担当部署は定期的に、新たに取得した固定資産に係る（ ③ ）報告書と固定資産台帳を照合し、計上すべき全ての固定資産が計上されていることを確認する。

問2 資産除去債務に係る会計処理について、以下の〔資料1〕～〔資料4〕を読み、企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（以下、合わせて「資産除去債務基準等」という。）に基づいて、設問に答えなさい。

〔資料1〕

A社(3月決算)が取得した機械装置には、除去する際に当該資産に使用されている有害物質を、法律の要求する方法で除去する義務があり、耐用年数経過後速やかに、国の許可を受けた指定業者に依頼して、撤去、運搬、処分することとされている。

〔資料2〕

A社はX1年4月1日に、〔資料1〕の機械装置を取得し使用開始した。取得原価は50,000千円であり、耐用年数は5年、残存価額ゼロ、定額法によって減価償却を行う。資産除去債務は発生した時に負債として計上する。

指定業者に除去を依頼した後、履行の1年少し前に入手する見積書で、時期の詳細と除去費用の見積金額が確定する。X5年4月1日に入手した見積書によると、除去費用の見積金額は10,000千円である。

なお、指定業者は、国が公表している単価表(kg当たり100千円)に基づいて除去費用を見積り、機械装置の設置状況や処分施設までの距離など個別の特殊事情に応じて必要があれば加減算する。機械装置に使用されている有害物質の重量は、購入時の仕様書から101kgと判明している(単価表に基づく見積金額10,100千円)。

〔資料3〕

当該機械装置と資産除去債務に係るA社の会計処理により、各年度に計上された金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度
機械装置	50,000	50,000	50,000	50,000	59,804
減価償却累計額	10,000	20,000	30,000	40,000	59,804
純額	40,000	30,000	20,000	10,000	-
資産除去債務	-	-	-	-	10,000
減価償却費	10,000	10,000	10,000	10,000	19,804
利息費用	-	-	-	-	196

(注) 割引計算は以下の現価係数表の数値を使い、計算結果は単位未満を四捨五入することとし、金額がゼロの場合は「-」と記載することとする(以下、同じ)。

《現価係数表》

率/年	1年	2年	3年	4年	5年
1%	0.9901	0.9803	0.9706	0.9610	0.9515
2%	0.9804	0.9612	0.9423	0.9238	0.9057

(注) 貨幣の時間価値を反映した無リスクの割引率は、1%で、これに将来のキャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを反映した割引率が2%である。

[資料4]

当該機械装置の取得時に、資産除去債務を当初計上する場合、各年度に計上される金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	X1 年度	X2 年度	X3 年度	X4 年度	X5 年度
機械装置	①	①	①	①	①
減価償却累計額	②	?	35,766	?	①
純額	?	35,766	?	②	—
資産除去債務	③	?	9,901	④	10,100
減価償却費	②	②	②	②	②
利息費用	96	97	⑤	99	100

1. [資料3] のように、A社は資産除去債務を X5 年度の期首に計上している。

- (1) X5 年 4 月 1 日に入手した見積書を基にして計上したと考えられる仕訳を答えなさい。
- (2) X5 年度決算で、時の経過による利息費用調整額として計上したと考えられる仕訳を答えなさい。

2. A社によれば、「資産除去債務に関する会計基準」第5項の記載『資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積ることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積ることができるようになった時点で負債として計上する』を根拠に、機械装置の取得時ではなく、見積書の入手時に資産除去債務を計上したとのことである。

- (1) 『債務の金額を合理的に見積ることができない場合』とは、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」によれば、どのようなことを『行ってもなお、合理的に金額を算定できない場合』か、答えなさい。
- (2) 資産除去債務の履行時期や除去の方法が明確にならないことなどにより金額が確定しない場合でも、『資産除去債務を合理的に見積ることができる場合に該当する』のは、適用指針によれば、どのようなときか、答えなさい。
- (3) [資料2] の状況において、具体的にどのような情報を基にして、いつ、資産除去債務を計上するのが妥当か、適用指針の考え方に沿って答えなさい。

3. A社は将来の除去に関する支出が生じる期間における税引前の利率により割引計算を行い、割引後の金額で資産除去債務を計上している。

- (1) A社が資産除去債務の算定に使用した割引率は何パーセントであったか、[資料3] の計上金額及び現価係数表から推定して、答えなさい。
- (2) A社が使用した割引率は、資産除去債務基準等に照らして妥当か、妥当な場合はその旨と理由を、妥当でない場合はその旨と妥当な割引率の内容を答えなさい。

4. [資料4] の空欄①～⑤に当てはまる金額を答えなさい。なお、割引計算は[資料3] の現価係数表の数値を使い、計算結果は単位未満を四捨五入することとし、単価表に基づく見積金額と指定業者から入手した見積書の金額との差額は僅少なため、特に調整しないものとする。

問3 B社の、固定資産の減損に係る処理について、以下の[資料1]～[資料3]を読み、企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準」及び企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下、合わせて「減損会計基準等」という。)に基づいて、設問に答えなさい。

[資料1] B社の「固定資産減損取扱要領」(以下「要領」という。)から抜粋

《資産のグルーピング》

- ・業績測定している各事業である、事業A、事業B、事業Cに属する資産とする。
- ・遊休資産は別のグループとする。

《減損の兆候となる事象》

- ① 営業活動から生ずる損益が継続して(実績2期連続)マイナス、あるいはその見込
- ② 使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化(例:事業廃止又は再編成、用途変更、遊休資産等)、あるいはその見込
- ③ 経営環境の著しい悪化、あるいはその見込
- ④ 市場価格の著しい(50%程度以上)下落

《報告》

- ・減損損失を計上する場合には、経理部長に判定資料(「減損の兆候判定シート」等)を添えて報告し決裁を受ける。

[資料2] B社が作成した「減損の兆候判定シート」

(単位:百万円)

事業名	帳簿価額	減損の兆候の判定										
		①			②	③	④				兆候の有無	
		前期実績	当期実績	翌期見込	有無	有無	有無	帳簿価額(土地のみ)	市場価格	騰落率(△は下落)		有無
事業A	42,000	6,120	6,600	4,200	無	無	無	24,000	21,000	△ 13%	無	無
事業B	56,400	5,680	6,000	3,600	無	無	無	28,800	31,680	10%	無	無
事業C	42,000	400	600	12	無	無	無	10,920	9,600	△ 12%	無	無
遊休資産	D	12,000						12,000	4,800	△ 60%		
	E	10,800						10,800	19,200	78%		
	計	22,800				有	無	22,800	24,000	5%	無	有

(注)表中の①～④は[資料1]の《減損の兆候となる事象》である。

遊休資産は将来の使用を見込んでいない。マイナスの数値は、△で表示することとする。

[資料3] 事業グループ別損益表

前期実績

(単位:百万円)

	売上高	営業損益	本社費	配賦後営業損益
事業A	42,000	6,120	?	?
事業B	28,000	5,680	?	?
事業C	20,000	400	?	?
合計	90,000	12,200	5,400	6,800

当期実績

(単位:百万円)

	売上高	営業損益	本社費	配賦後営業損益
事業A	48,000	6,600	?	?
事業B	36,000	6,000	?	?
事業C	24,000	600	?	?
合計	108,000	13,200	5,400	7,800

1. [資料2]の「減損の兆候判定シート」の①の各欄に記入する「営業活動から生じる損益」の測定方法について、B社の経理課長に質問したところ、前期実績と当期実績は、事業部別損益計算書の営業損益をそのまま記載しているとの回答であった。

(1)「営業活動から生ずる損益」は、減損会計基準等によると、どのような損益で、その算定の際に本社費はどのように取扱われる必要があるか答えなさい。

(2)[資料2]の「減損の兆候判定シート」の①の前期実績と当期実績を、[資料3]事業グループ別損益表を基にして、各事業の売上高を基準に本社費を追加配賦して算定する場合、①に関する減損の兆候が生じている事業があれば、その事業名と前期実績及び当期実績の金額を、減損の兆候が生じている事業がなければ、その旨を答えなさい。

2. [資料2]の「減損の兆候判定シート」の遊休資産に係る減損の判断について、B社の経理課長に質問したところ、「遊休資産DとEは金額からみても重要性が乏しいとはいえない。遊休状態にあるので個別にみれば、兆候②に該当すると考えられるが、その後の認識及び測定では、資産Dと資産Eを合算すれば市場価格が帳簿価額を上回っているので、遊休資産グループとしては減損損失の計上は不要である」との回答であった。

(1)この回答に対して、遊休資産のグルーピングに関する減損会計基準等の原則的な考え方を答えなさい。

(2)[資料2]で把握している遊休資産から測定されるべき減損損失の金額を答えなさい。なお、「減損の兆候判定シート」の市場価格は不動産鑑定評価による回収可能価額とみなすこと。

3. B社の経理課長は、[資料2]の「減損の兆候判定シート」を作成するなどして減損が生じていないか検討したが、減損損失を計上する必要はないと判断したため、要領に定める報告は不要であるとして、経理部長への報告をしなかった。これに添付する判定資料も不要となるため当年度の兆候判定シートも保管されない可能性がある。

(1)現行の要領に定められた業務だけしか行われないとすると、減損処理の適正性を確保する上で、どのような支障があるか答えなさい。

(2)減損処理の適正性を確保するための、決算財務プロセスの統制強化の側面から、現行の要領を加筆修正した方が良いと考えられる内容を具体的に答えなさい。

4. 財務諸表等規則では減損損失を認識した資産又は資産グループがある場合には、当該資産又は資産グループごとに下記事項を損益計算書に注記しなければならないとされている。以下は注記が求められる事項からの抜粋である。空欄①、②に当てはまる適切な語句を答えなさい。

回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び（ ① ）の算定方法、回収可能価額が（ ② ）の場合にはその旨及び割引率

問4 以下の文章の下線部分に特に注意して、内容が全体として正しければ解答欄に○を、誤っていれば×を記入し誤りの箇所と正しい内容を答えなさい。

1. 市場販売目的のソフトウェアの合理的な償却方法としては、見込販売数量(又は見込販売収益)に基づく方法のほか、見込販売収益に基づく償却方法も認められる。ただし、毎期の減価償却額は、見込販売数量(又は見込販売収益)に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか小さい額とする。
2. 市場販売目的のソフトウェアの制作に係る研究開発の終了時点は、製品番号を付すこと等により販売の意思が明らかにされた製品マスタ、すなわち「最初に製品化された製品マスタ」の完成時点である。この時点までの制作活動は、製品の製造と考えられるため、ここまでに発生した費用は資産として処理する。
3. 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(以下、「旧リース会計基準」という。)では、所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手の会計処理において、リース契約1件当たりのリース料総額が500万円以下のリース取引など少額のリース資産については、簡便的に、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。
4. 企業会計基準第34号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第33号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(いわゆる「新リース会計基準」のこと。)では、旧リース会計基準において認められていた、リース契約1件当たりの金額に重要性が乏しいリースに関する簡便的な取扱いは認められず、新品時の原資産の価値が少額であるリースに関する簡便的な取扱いが認められている。
5. 法人税法基本通達では、固定資産を取得するために借り入れた借入金の利子の額は、当該固定資産の使用開始前の期間に係るものを当該固定資産の取得価額に算入しなければならないとされている。
6. 監査第一委員会報告第43号「圧縮記帳に関する監査上の取扱い」では、法人税法等に規定する固定資産の圧縮記帳の会計処理について、直接減額方式は取得原価主義の規定に照らして問題があるため、監査上は妥当なものとして取り扱うことはできないとされている。
7. 「研究開発費等に係る会計基準」では、開発とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究をいい、研究とは、新しい製品・サービス・生産方法についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、その成果等を具体化することをいう。

以上